

公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市議会議長、久留米市長及び久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年 9月17日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成25年度

部局名：市民文化部

指摘事項等			措置状況	
指摘事項	審議会等 事務 監査	久留米市文化芸術振興審議会の招集に係る決裁文書において、権限がない者が決裁を行っていたものや、正当な決裁権者の押印欄を設けているにもかかわらず、その者の決裁を受けていないものがある。	正当な決裁権者より決裁を受けています。	
指摘事項	事務 監査	休暇・服 務事務	週休日あるいは休日に出張するよう命令を受けた職員の、出張先で勤務した時間について、振替及び時間外勤務命令などの措置がなされていないものがある。	週休日あるいは休日に出張する場合は、旅行命令と併せて、振替及び時間外勤務命令を同時に起案しています。
指摘事項	財務 監査	現金取扱 事務	複数の出納員がいるにもかかわらず、複写手数料等の収納について、実際に収納事務を行った出納員の名前ではなく、特定の出納員の名前で領収書が発行されているものがある。	実際に出納事務を行った出納員の名前で領収書を発行しています。
指摘事項	財務 監査	燃料・公 用車管理 事務	注油券の管理等について、給油所が発行する納品書の所在が不明となり、給油に関する検収が不十分となっているものがある。	月毎に運転日報と領収書の突合せを行い、給油に関する検収を行っています。
指摘事項	財務 監査	契約事務	「久留米市文化芸術振興基本計画推進事業学校への芸術家等派遣事業業務委託契約」について、実際に契約行為が行われた日より前の日付で契約書が作成されたり、契約事務手続の前に一部の委託業務が実施されていたりといった事務処理が行われている。	委託契約の事務の流れに沿って、適正な事務処理に努めています。
意見	事務 監査		<p>当部局が所管する石橋文化センターの各施設及び中央図書館などについては、利用する施設によって駐車場料金の有料・無料が混在している。中でもこれらの施設が隣接する場合は、利用者である市民から見ると、なぜ有料・無料を区別しているか理由が分かりづらくなっており、また、各施設を利用する際はそれぞれ所定の駐車場に駐車すべきとしているが、その制限が難しいために、利用施設以外の施設の駐車場も利用される状況が見られるようである。</p> <p>このような公共施設の駐車場料金のあり方については、施設の設置目的や利用者の要望などを十分勘案しながらも、各施設の利用負担の違いや、受益者負担の考え方、市民サービスの公平性の観点から、市民の理解と協力が得られるよう、全庁的な調整を含め合理的な整理を図りたい。</p>	石橋文化センター内の各施設の駐車場という狭い範囲ではなく、公共施設全体の課題として捉える必要があります。そうした認識の下、全庁的に合理的な整理を図る必要がありますが、現在のところ、そのような動きには至っていません。